

米国による対中最恵国待遇撤回のインプリケーション

上席主任研究員 玉置 浩平

超党派の支持を得つつあるPNTR撤回論

11月19日、米連邦議会の超党派諮問委員会である米中経済・安全保障調査委員会（USCC）は年次報告書を公表し、中国に対する恒久的通常貿易関係（PNTR）の撤回などを議会に勧告した。関連法案は既に議会にも提出されており、大統領選挙における共和党の政策綱領にも盛り込まれていた。対中政策に関して一定の権威を持つ同委員会のお墨付きも得て、PNTR撤回論は勢いを増している。

米国における最恵国待遇と中国

通常貿易関係（NTR）は一般的には最恵国待遇と呼ばれ、その撤回は通商関係における差別的取扱いを意味する。米国の関税体系は、NTRを認められた国や自由貿易協定（FTA）締結国に適用される関税率（コラム1）と、それ以外の特定国に適用される関税率（コラム2）に大別される。現在、コラム2が適用されるのはキューバ、北朝鮮、ロシアおよびベラルーシのみである。

1974年通商法402条（ジャクソン＝ヴァニク修正条項）により、「非市場経済国」であって移住の自由を認めない国には原則としてNTRは認められない。これらの国々に対し、大統領は一定の要件の下で、または同条項の適用除外を決定することでNTRを付与できるが、その場合には議会への年次報告が求められ、議会は上下両院の合同決議で大統領の措置を覆すことができる。同条項の対象国がNTRの地位を安定的に享受するためには、議会が特別法でPNTR付与を認める必要がある。

米中国交正常化後の1980年以降、米国政府は中国に対して同条項の適用除外を認めていた。特に天安門事件以降は中国のNTRを巡る議論は政治化した。中国の世界貿易機関（WTO）加盟を控えた2000年には対中PNTR付与法が成立し、中国への最恵国待遇が法的に保障された。

対中PNTR撤回の影響

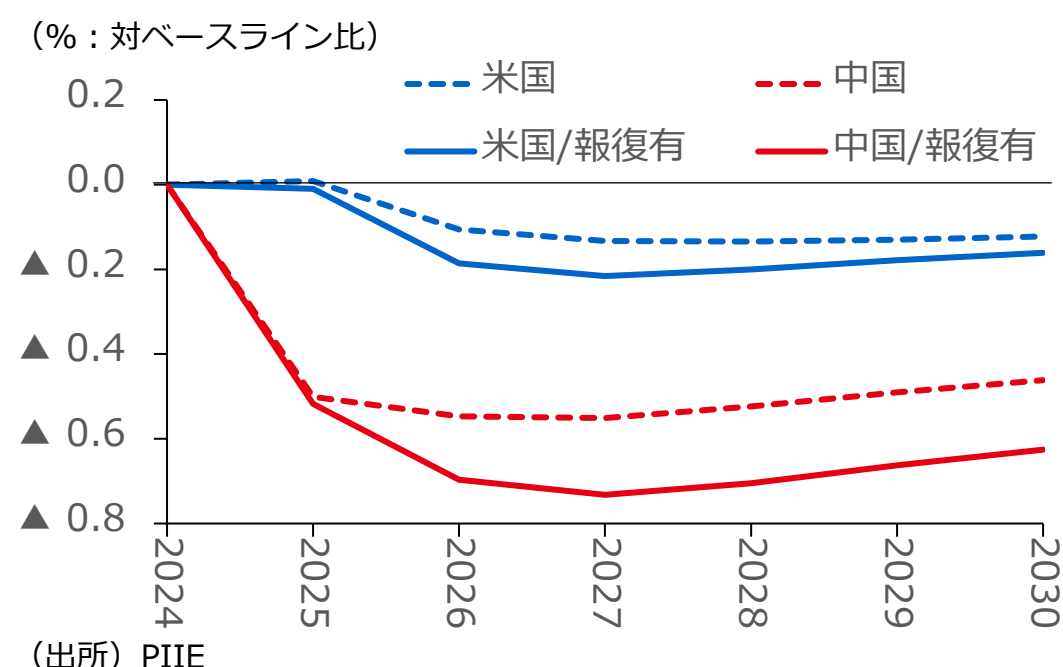
対中PNTRが撤回された場合でも、以前と同様に大統領権限でNTRを付与することはできる。USCCの勧告は、議会によるNTRの年次レビューを対中交渉におけるレバレッジとして活用せよというものだ。一方、コラム2や別途定める関税率が適用されることにより、対中関税が全体として引き上げられるシナリオも考えられる。いずれにせよ、最恵国待遇はWTO協定の基本原則であり、中国は米国によるPNTR撤回を協定違反としてWTO提訴や報復措置の発動に踏み切る可能性がある。

米国のシンクタンクであるピーターソン国際経済研究所（PIIE）の試算によれば、2025年から中国に対してコラム2の関税率が適用され、さらに中国が報復関税を課す場合、中国の実質GDPは対ベースライン比で最大▲0.7%程度低下する。米国への影響は中国に比べて限定的だが、深刻な打撃を被る業種もある。また、米国のインフレ率は0.4%pt程度押し上げられる可能性がある。

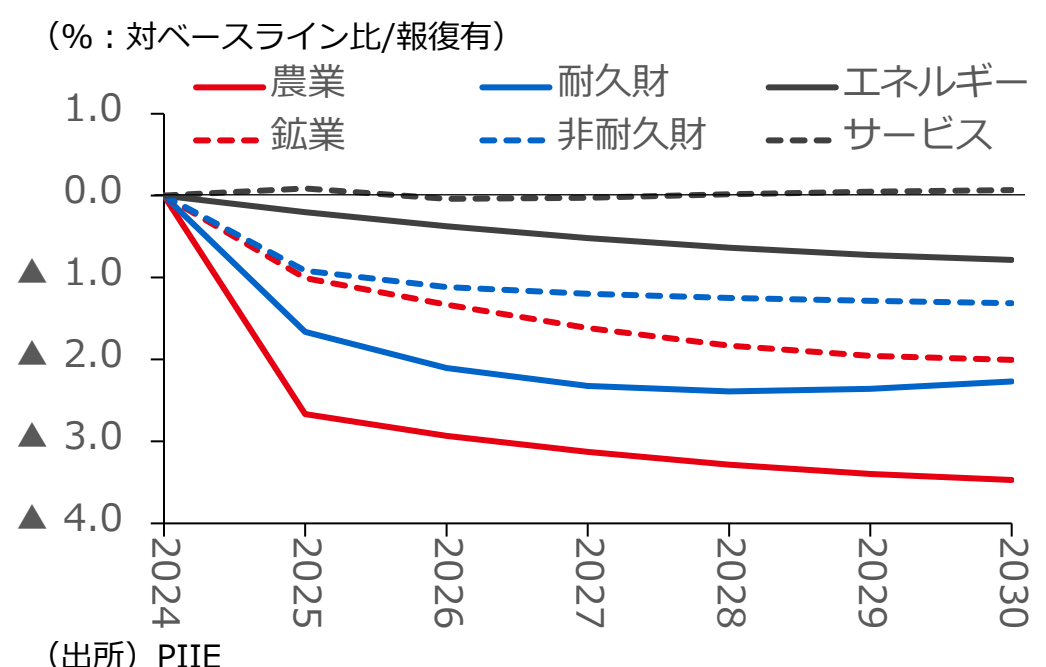
もっとも、トランプ次期大統領は各種の通商権限を駆使することで、議会によるPNTR撤回を待たずとも対中関税の引き上げを行うことが可能とみられる。実際、一部品目には既に大統領権限によって高率の追加関税が設定されている。

それでも、中国を多角的貿易体制に統合する上で重要な役割を果たしたPNTR撤回の意味は重い。米中関係の現状を踏まえれば、一度撤回されたPNTRの再付与のハードルは極めて高いだろう。中国のWTO加盟から四半世紀近くを経て、米国の通商政策は大きく転換し、国際経済関係は新たな局面に突入しようとしている。

▽米中両国の実質GDPへの影響



▽米国の産業別産出額への影響



(執筆者プロフィール)

玉置 浩平 (Kohei Tamaoki)

TAMAOKI-K@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：地政学リスク、経済安全保障、産業・通商政策、デジタル・サイバー

外務省入省後、朝鮮半島、宇宙・海洋安全保障、国際原子力協力などに関する外交政策の企画・立案に従事。在大韓民国日本国大使館では、北朝鮮情勢や韓国政治・外交に関する情報収集・分析を担当。2021年から丸紅経済研究所にて地政学リスクや経済安全保障などに関する調査研究を行うほか、丸紅グループの政策渉外業務にも関与。東京大学法学部卒業、タフツ大学フレッチャースクールLL.M.修了（国際法修士）。米国ジャーマン・マーシャル財団 Young Strategists Forum 2023 コーホート。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。